○関東地方整備局告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　六号

二　制限の対象とする占用物件　占用を制限する区域　関東地方整備局及び同局図面縦覧場所

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

日立市石名坂町二丁目九四八番一地先から同市石名坂町二丁目九二三番二地先まで　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月七日

○中部地方整備局告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月六日

中部地方整備局長　塚原　浩一

別表を次のように改める。

指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
株式会社CI東海	愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十条各号に掲げる区分	愛知県及び三重県の全域並びに岐阜県の都市計画区域	イ　古屋市中区金山一丁目十二番十四号　愛知県名 ロ　崎市羽根北町二丁目一　愛知県岡 ハ　日市市鵜の森一丁目三番十五号　三重県四	平成二十七年八月十日	指定をした日から五年間
株式会社ぎふ建築住宅センター	岐阜県岐阜市薮田東一丁目二番二号	省令第十五号各号に掲げる区分	岐阜県の全域、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県津島市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県岩倉市、愛知県丹羽郡の全域	イ　本社　岐阜県岐阜市薮田東一丁目二番二号　中濃支社　岐阜県美濃加茂市西町七丁目十番地 ロ　東濃支社　岐阜県多治見市若松町二丁目五番地	平成二十七年八月七日	指定をした日から五年間

	四	五	六
ニ　所在地　飛騨出張所　岐阜県高山市赤保木町百四番地	株式会社確認検査　愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地	一般財団法人愛知県建築住宅センター　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	一般財団法人静岡県建築住まいづくりセンター　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号
イ　本店　愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地 ロ　刈谷支店　愛知県刈谷市広小路三丁目六番地	平成二十七年八月十日　指定をした日から五年間	平成二十八年十月一日　指定をした日から五年間	平成二十八年十月一日　指定をした日から五年間
イ　本部　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号 ロ　豊橋事務所　愛知県豊橋市大通二丁目三十三番地の一 ハ　岡崎事務所　愛知県岡崎市上和田町字城前十八番地 ニ　一宮事務所　愛知県一宮市富士一丁目二十三番五号 ホ　豊田事務所　愛知県豊田市若宮町一丁目一番地	愛知県の全域、岐阜県可児市、岐阜県多治見市、岐阜県土岐市、岐阜県瑞浪市	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域	静岡県及び愛知県の全域
イ　本所　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号 ロ　中部事務所　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号	省令第十五条第一号から第六号の二まで、第十三号から第十四号の二に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分
平成二十八年十月一日	平成二十七年八月十日	平成二十八年十月一日	平成二十八年十月一日
指定をした日から五年間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間